

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の参考資料の送付について

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年2月27日総務省令第10号）の公布については、「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（平成27年2月27日付け消防予第82号）により通知したところですが、その基本的な考え方や具体例等について、別紙のとおり参考資料を作成しましたので、送付します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

消防庁予防課設備係
担当：金子、近藤、北野
吉田、久保田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

1 改正理由等

(1) 背景

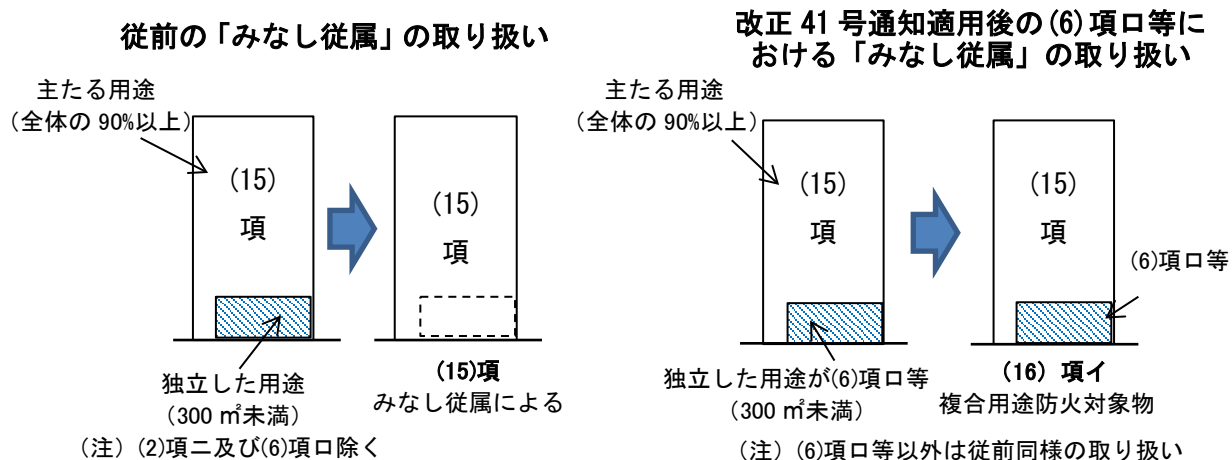
昨今、比較的小規模な施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生していることを踏まえ、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（2）項ニ、（5）項イ並びに（6）項イ^{※1}、ロ及びハ^{※1}に掲げる防火対象物（以下「（6）項ロ等」という。）については、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置しなければならないとする令の改正が順次なされてきた。

「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号。以下「41号通知」という。）1（2）に適合する部分については、令第1条の2第2項後段に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当するものと取り扱われる（この取り扱いを以下「みなし従属」という。）が、今般の政令改正の趣旨を踏まえると、（6）項ロ等の部分についてみなし従属の対象とはせず、自動火災報知設備等が適切に設置されるようにすることが適当である。そのため、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について」（平成27年2月27日付け消防予第81号）により、41号通知の一部を改正した^{※2}（改正後の41号通知を以下「改正41号通知」という。）。

※1 利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。

※2 （6）項ロ等のうち、令別表第1（2）項ニ及び（6）項ロについては、平成20年8月28日付け消防予第200号及び平成21年3月31日付け消防予第131号により、既にみなし従属の対象から除外されていた。改正41号通知においては、これらの用途も除外対象であることを明記した。

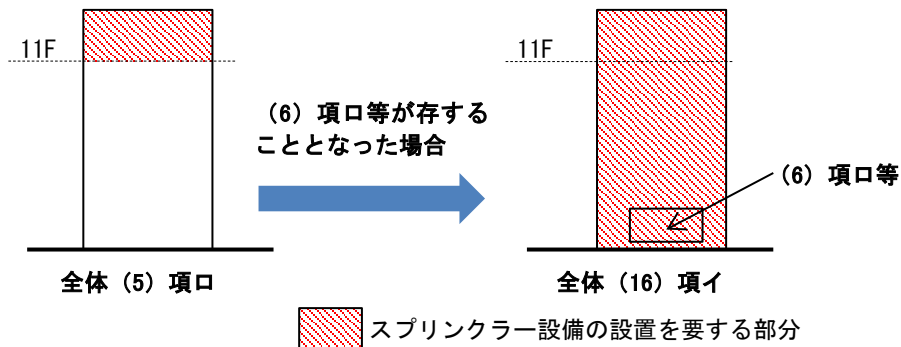
改正41号通知の概要



(例) 主たる用途が(15)項の場合

(2) 消防法施行規則の一部を改正する省令の改正理由について

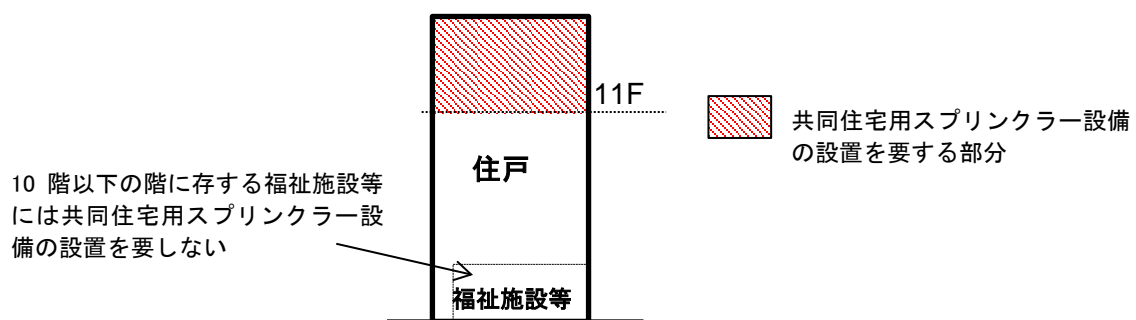
1 (1)による41号通知の改正は、(6) 項口等に供される部分に対し自動火災報知設備等を適切に設置することが目的であったことから、小規模な(6) 項口等が存することにより複合用途防火対象物となるものについては、全体としてではなく消防用設備等を設置しなければならない部分を特定するための技術上の基準を整備する必要があった。



単一用途(5) 項口と複合用途((16) 項イ)の消防用設備等の規制の違い
(例 スプリンクラー設備)

(3) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の改正理由について

令別表第1 (6) 項口に掲げる防火対象物については、原則として、延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備を設置しなければならないことから、特定共同住宅等の部分であって、令別表第1 (6) 項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が10階以下に入居した場合においても、当該部分に対する初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等を設置しなければならないこととする必要があった。

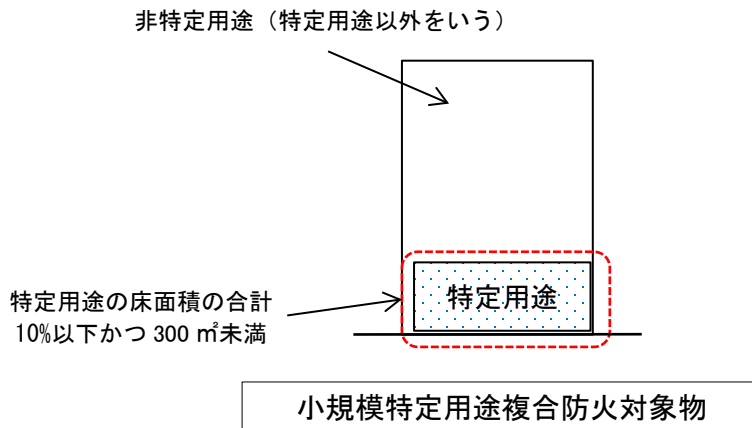


特定共同住宅等において共同住宅用スプリンクラー設備の設置を要する部分

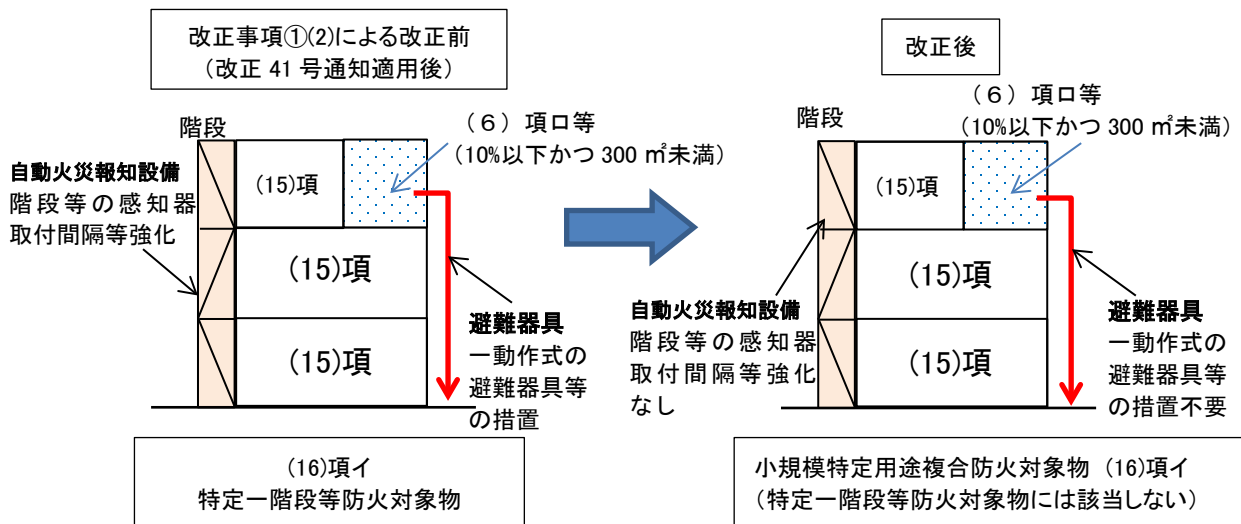
2 改正事項① 小規模特定用途複合防火対象物について（規則第13条関係）

【平成27年4月1日施行】

- (1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分の床面積の合計が、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるものを「小規模特定用途複合防火対象物」と定義したこと。



- (2) 規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物の定義から小規模特定用途複合防火対象物を除いたこと。

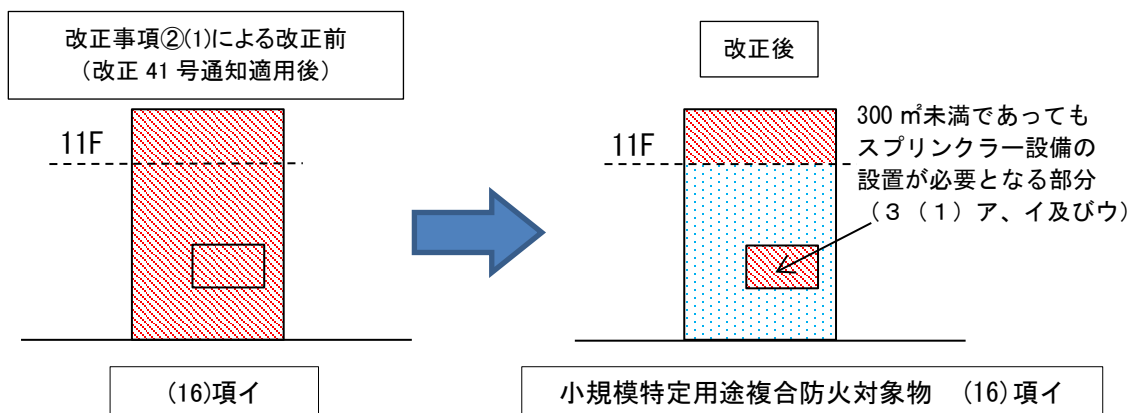


3 改正事項② スプリンクラー設備を設置することを要しない部分等（規則第13条関係）【平成27年4月1日施行 ※(1)ウについては平成28年4月1日施行】

(1) 令第12条第1項第3号に掲げる防火対象物の部分のうち、小規模特定用途複合防火対象物の10階以下に存する部分で、次に掲げる部分以外の部分をスプリンクラー設備の設置を要しない部分として追加したこと。

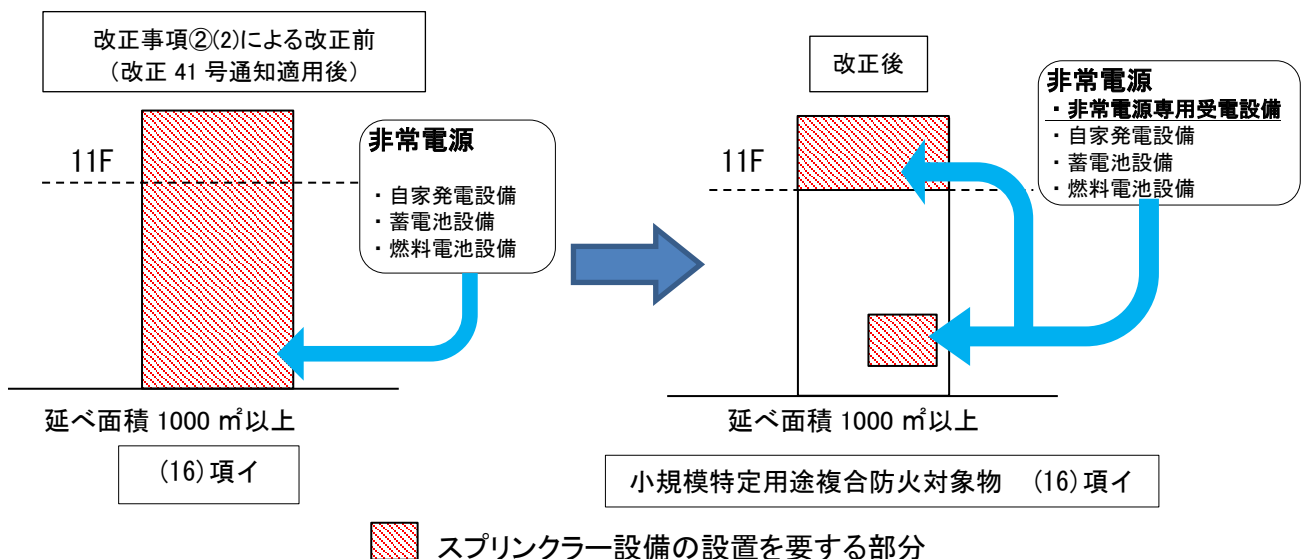
ア 令別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
 イ 令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（介助がなければ避難できない者として規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が275㎡以上のものに限る。）

※ウ 令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分



■ スプリンクラー設備の設置を要する部分 ■ スプリンクラー設備の設置不要部分

(2) 小規模特定用途複合防火対象物については、延べ面積1000㎡以上のものであっても非常電源専用受電設備によることができることとされたこと（規則第12条第1項第4号関係）。また、規則第12条第1項第4号の規定の例によることとされているスプリンクラー設備等の非常電源についても同様であること。

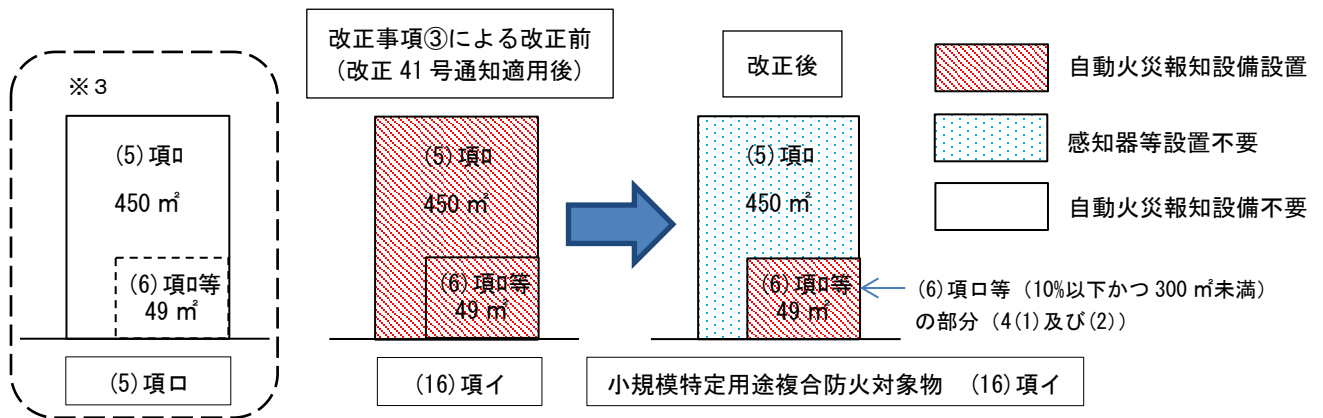


■ スプリンクラー設備の設置を要する部分

4 改正事項③ 自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設けることを要しない部分（規則第 23 条関係）【平成 27 年 4 月 1 日施行】

感知器、地区音響装置及び発信機（以下「感知器等」という。）を設けることを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、41 号通知の改正前の取り扱いであれば、令第 21 条第 1 項第 4 号及び第 6 号に該当しないこととなる防火対象物^{※3}で次に掲げる部分以外の部分を規定したこと。

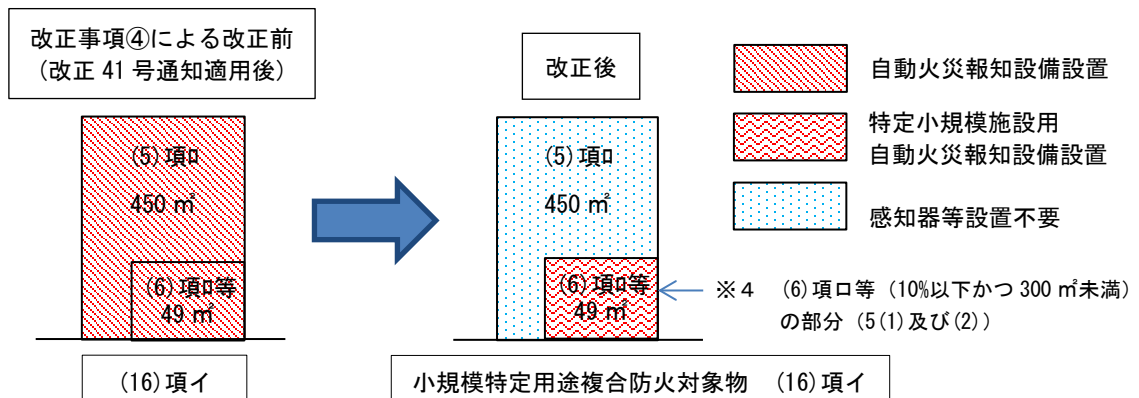
- (1) 令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ及び (6) 項ロに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第 1 (6) 項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）



5 改正事項④ 自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備について（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令関係）【平成 27 年 4 月 1 日施行】

延べ面積が 300 m²以上の小規模特定用途複合防火対象物であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分^{※4}及び改正事項③の感知器等を設けることを要しない部分に該当する部分のみで構成され、これらの部分以外の部分が存しないものを特定小規模施設の定義に追加し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を可能にしたこと。

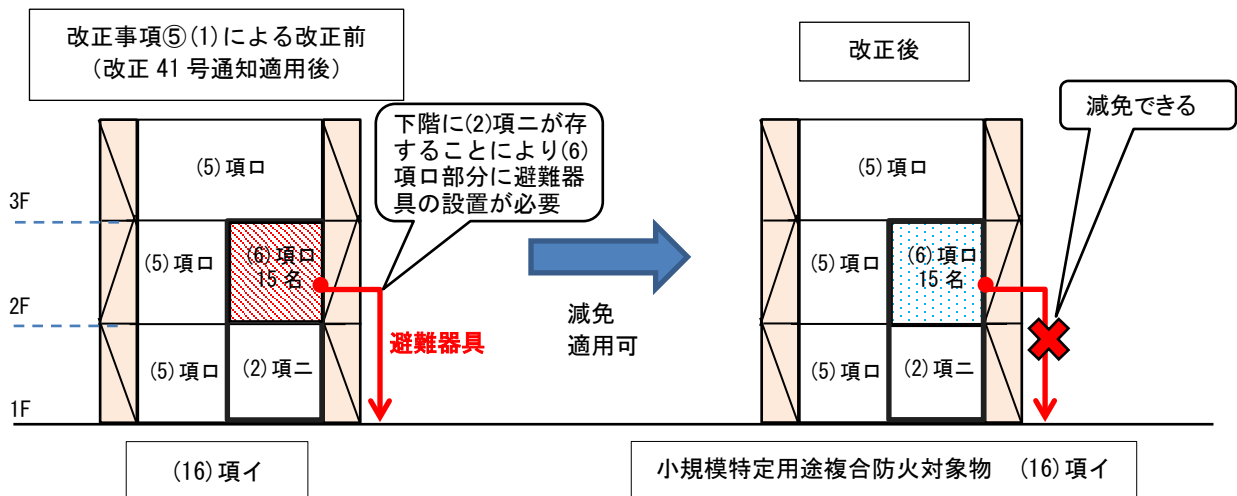
- (1) 令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ及び (6) 項ロに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第 1 (6) 項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）



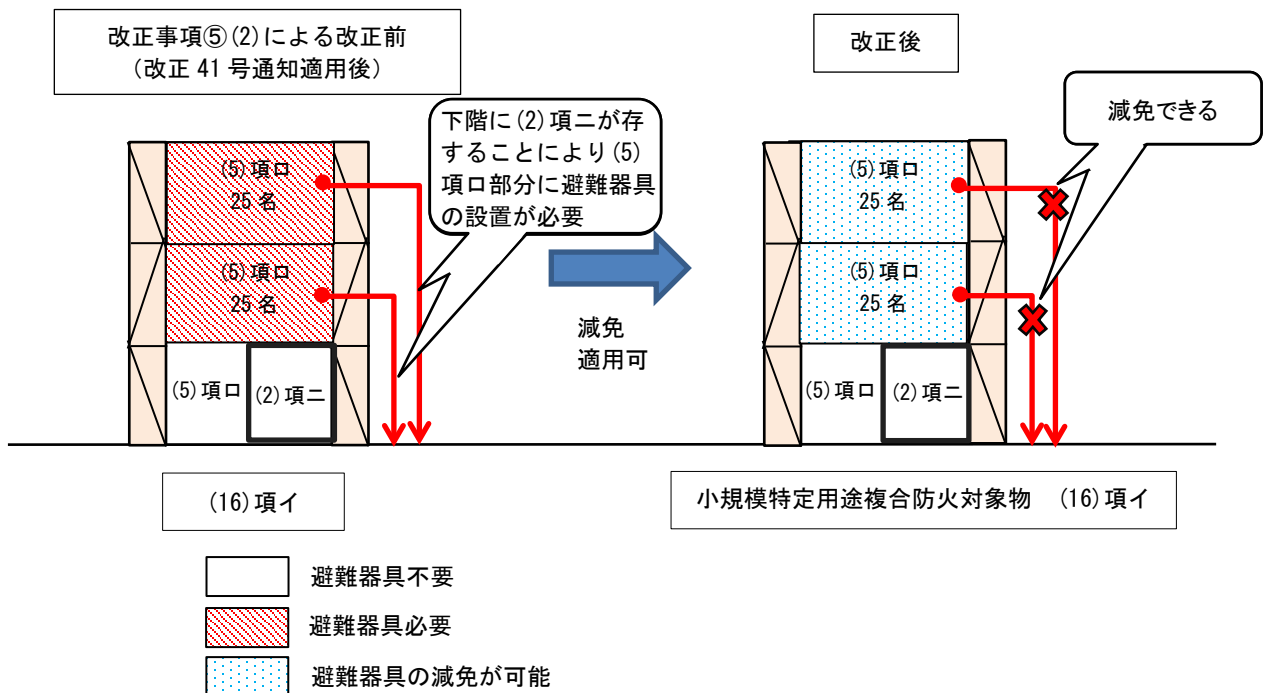
6 改正事項⑤ 避難器具の設置個数の減免（規則第 26 条関係）【平成 27 年 4 月 1 日施行】

小規模特定用途複合防火対象物に存する令第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる防火対象物の階であって、下階の令別表第 1（2）項ニ（令第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の括弧書きに規定する用途のうち、みなし従属の適用から除外されたもの）の影響で避難器具の設置義務の対象となるものについて、その設置を減免できることとしたこと。

- (1) 令第 25 条 1 項第 1 号に掲げる防火対象物で規則第 26 条第 6 項の規定により減免ができる場合

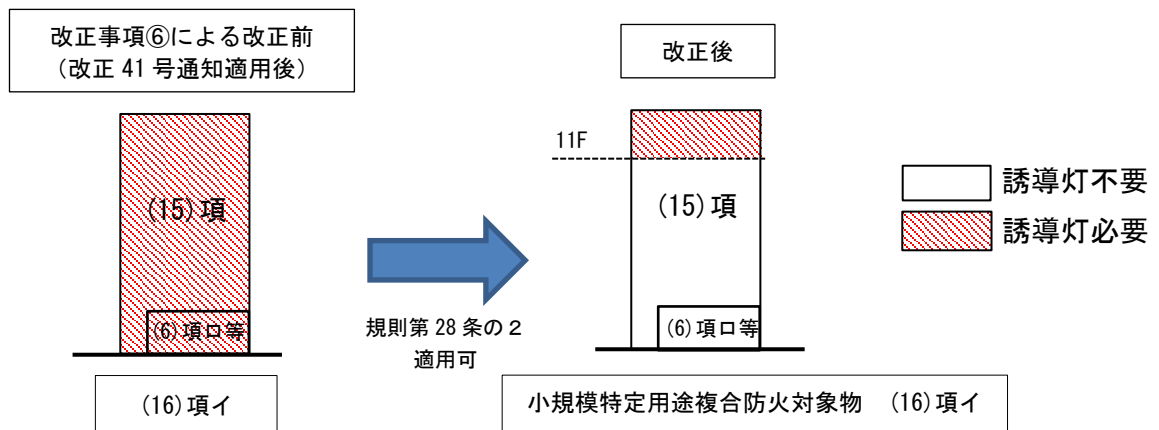


- (2) 令第 25 条 1 項第 2 号に掲げる防火対象物で規則第 26 条第 6 項の規定により減免ができる場合

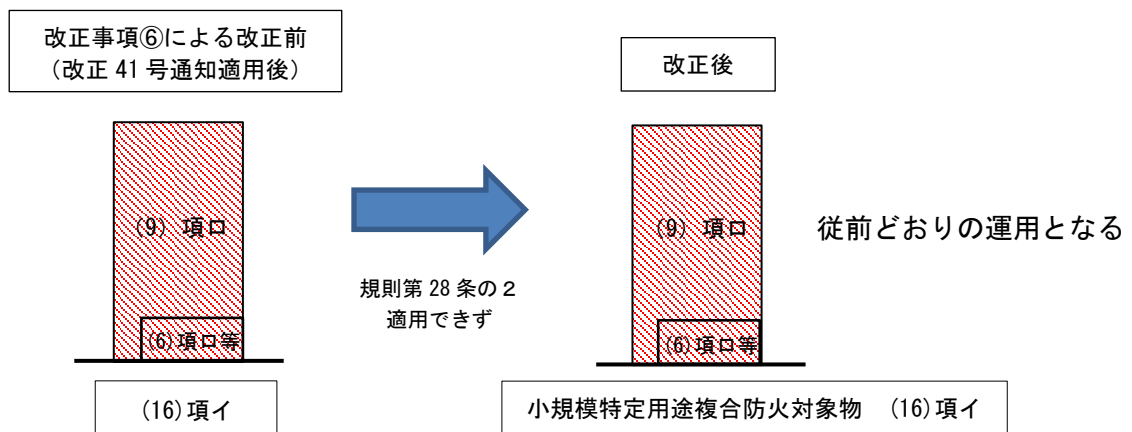


7 改正事項⑥ 誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分（規則第 28 条の 2 関係）【平成 27 年 4 月 1 日施行】

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置することを要しない部分として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物の地階、無窓階及び 11 階以上の部分以外の部分を追加したこと。ただし、規則第 28 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 4 号の括弧書きの規定^{※5}により、小規模特定用途複合防火対象物で、特定用途部分以外の主たる用途が（9）項口である場合は、規則第 28 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 4 号の規定は適用できないことから、従前どおり誘導灯の設置が必要であること。



※5 規則第 28 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 4 号の括弧書きの規定



**8 改正事項⑦ 特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備について
(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令関係) 【平成28年4月1日施行】**

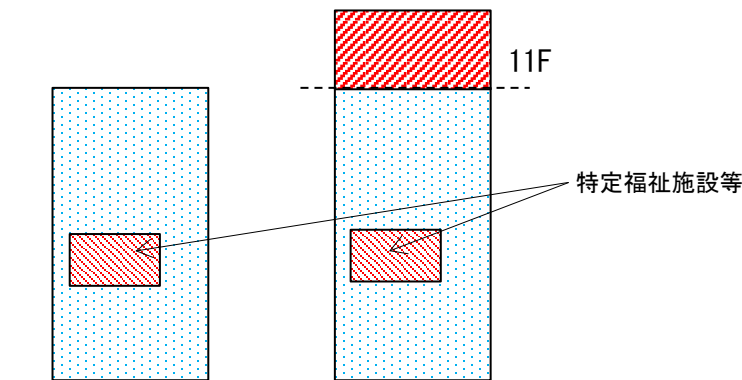
(1) 特定共同住宅等の用語の意義として、福祉施設等のうち次に掲げる部分を特定福祉施設等と定義したこと。


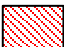
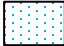
ア 令別表第1(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

イ 令別表第1(6)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が275㎡以上のものに限る。)

(2) 地階を除く階数が10以下の特定共同住宅等の必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等に共同住宅用スプリンクラー設備を追加するとともに、共同住宅用スプリンクラー設備の設置を要する部分に10階以下の階に存する特定福祉施設等を追加したこと。

また、10階以下の階に存する特定福祉施設等のうち、基準面積1,000㎡未満のものにあつては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができるとしたこと。



-  共同住宅用スプリンクラー設備の設置を要する部分
-  共同住宅用スプリンクラー設備の設置を要する部分
(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合は不要)
-  共同住宅用スプリンクラー設備の設置不要部分